

第四三回

参第一四号

公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の整備に関する特別措置法
(案)

(目的)

第一条 この法律は、公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における教育の充実を図るため、その職員の給料その他の給与、建物の建築等に要する経費についての国の負担及び補助を定めることを目的とする。

(職員給与費等の国庫負担)

第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、次の各号に掲げる経費について、その実支出額の二分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一 公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部に係る市町村立学校職員給与負担法(昭和三十二年法律第百三十五号)第一条に掲げる職員の給料その他の給与に要する経費

二 恩給法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第八十七号)附則第十項の規定により同法による改正前の恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十六条第三号の規定の例によるものとされる恩給で公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の職員に係るものに要する経費

三 地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百十三条第二項の規定により公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員の長期給付に要する費用について都道府県が負担する経費

(教材費の国庫補助)

第三条 国は、地方公共団体に対し、その設置する盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における教育の教材に要する経費(理科教育振興法(昭和三十八年法律第百八十六号)第九条に規定する経費を除く。)の二分の一を補助するものとする。ただし、その補助額は、政令の定めるところにより、学校及び部の種類に応じ、これらの学校の幼稚部又は高等部の幼児又は生徒の数を基礎として、各学校の各部ごとに算出した額の合算額の二分の一を限度とする。

(施設費の国庫補助)

第四条 国は、地方公共団体に対し、その設置する盲学校、聾学校及び養護学校の建物(校舎、屋内運動場及び寄宿舍をいう。以下同じ。)でこれらの学校の幼稚部及び高等部に係るものの新築及び増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)に要する経費の二分の一を補助するものとする。

(経費の種目)

第五条 前条の経費の種目は、本工事費及び附帯工事費（買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあつては、買収費とし、以下「工事費」と総称する。）並びに事務費とする。

（工事費の算定方法）

第六条 第四条に規定する建物の新築及び増築に係る工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、幼児又は生徒一人当たりの建物の基準坪数に当該新築又は増築を行なう年度の五月一日における当該学校の幼稚部又は高等部の幼児又は生徒の数（寄宿舎にあつては収容する幼児又は生徒の数とする。）を乗じて得た坪数から同日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

（幼児又は生徒一人当たりの建物の基準坪数）

第七条 前条の規定により工事費を算定する場合の幼児又は生徒一人当たりの建物の基準坪数は、盲学校、聾学校又は養護学校の幼稚部又は高等部ごとに、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、標準的な規模のこれらの学校の幼稚部又は高等部においてその教育を行なうのに必要な最低限度の坪数として政令で定める幼児又は生徒一人当たりの坪数に、政令の定めるところにより、当該学校の幼稚部若しくは高等部の幼児若しくは生徒の数（寄宿舎にあつては収容する幼児若しくは生徒の数とする。）、当該学校の幼稚部若しくは高等部における一学級の平均収容幼児数若しくは平均収容生徒数又は当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えた坪数とする。

（一坪当たりの建築単価）

第八条 第六条の規定により工事費を算定する場合の一坪当たりの建築の単価は、建物の構造の種類別に、当該新築又は増築を行なう時における建築費を参酌して、文部大臣が大蔵大臣と協議して定める。

（工事費の算定方法の特例）

第九条 第六条の規定により工事費を算定する場合において、当該学校の幼稚部又は高等部に係る校舎の保有坪数のうち教室に使用することができる部分がきわめて少ないことその他政令で定める特別の理由があるため、幼児又は生徒一人当たりの建物の基準坪数に基づく新築又は増築後の校舎が幼児又は生徒の教育を行なうのに著しく不適當であると認められるときは、当該保有坪数のうちから政令の定めるところによりその一部を控除した坪数を校舎の保有坪数とする。

2 鉄筋コンクリート造りの建物に関しては、第六条の規定により工事費を算定する場合の保有坪数又は一坪当たりの建築の単価に乗ずべき坪数について、政令の定めるところにより、補正を行なうものとする。

（事務費の算定方法）

第十条 第四条に規定する建物の新築及び増築に係る事務費は、前四条の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

(都道府県への事務費の交付)

第十一条 国は、政令の定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基づいてこの法律の実施に関する事務を行なうために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。
- 2 第二条第二号の規定、附則第四項の規定並びに附則第五項の規定による改正後の地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十条第二十七号の規定中恩給に要する経費及び共済組合の長期給付に要する追加費用に係る経費に係る部分は、昭和三十九年四月一日以後において、退職し、又は在職中死亡した者に係る経費について、適用するものとする。
- 3 第四条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校の建物でこれらの学校の高等部に係るものの新築及び増築であつて、当該新築又は増築に要する経費について高等学校の建物の建築等に要する経費についての国の補助に関する臨時措置法（昭和三十八年法律第 号）第三条の規定の適用があるものについては、第四条の規定は、適用しない。
- 4 国は、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第一百五十三号）第三十六条第一項の規定により都道府県が負担する公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員についての経費を第二条の規定の例により負担する。
- 5 地方財政法の一部を次のように改正する。
第十条に次の一号を加える。
二十七 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の職員の給与、恩給及び共済組合の長期給付に要する経費（共済組合の長期給付に要する追加費用に係る経費を含む。）

理 由

公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における教育の充実を図るため、その職員の給料その他の給与、建物の建築等に要する経費について国が特別に費用を負担し、又は補助することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、約五億七千万円の見込みである。